

裁 決 書

審査請求人

処分庁

横浜市 福祉保健センター長

平成30年9月16日付けで (以下「請求人」という。) から提起された審査請求 (平成30年度 (審) 第61号) について、次のとおり裁決します。

主 文

横浜市 福祉保健センター長が請求人に対して行った平成30年8月21日付け生活保護費用返還金決定処分を取消す。また、本件審査請求のその余の部分は却下する。

事 案 の 概 要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

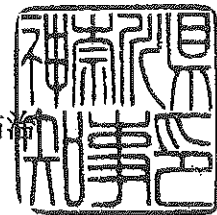
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

理 由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

平成31年4月17日

神奈川県知事 黒岩 祐希



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

審理員意見書

平成 31 年 3 月 27 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 鎌田 善行

神奈川県審理員 園川 真代

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人
[] が平成 30 年 9 月 16 日付けで提起した処分庁 横浜市 [] 福祉保健センター
長による生活保護費用返還金決定処分についての審査請求（平成 30 年度（審）第 61 号）
の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1 において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [] を「請求人」という。
- 2 審査請求人の長女 [] を「長女」という。
- 3 処分庁 横浜市 [] 福祉保健センター長を「処分庁」という。
- 4 株式会社 [] を「A社」という。
- 5 株式会社 [] を「B社」という。
- 6 神奈川県立 [] 高等学校を「C高等学校」という。
- 7 [] (株)を「D旅行会社」という。
- 8 学校法人 [] を「E専門学校」という。



別紙 1

1 結論

本件審査請求のうち、平成 30 年 8 月 21 日付で処分庁が請求人に対して行った生活保護費用返還金決定処分の取消しを求める部分は認容されるべきであり、その余の部分は却下されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、平成 30 年 8 月 21 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消し等を求めて審査請求を行ったものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり

(3) 前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市[]区に居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。また、長女は平成 12 年生まれの未成年者で、後記ウの保護開始から平成 30 年 3 月 31 日まで処分庁により法に基づく保護を実施され、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで C 高等学校に在籍していた者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 1 項第 15 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第 63 条の規定による費用の返還に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 22 年 11 月 2 日を実施年月日として、処分庁は、請求人及び長女を含む請求人世帯に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成 27 年 8 月 21 日、処分庁は、長女から、修学旅行費を貯めるために同年 6 月よりアルバイトを開始した旨の報告を受け、同日、同年 7 月分に係る収入申告書を収受した。

オ 平成 27 年 8 月 31 日、処分庁は、請求人及び長女に対し、長女のアルバイト収入の申告を行うよう伝えた。

カ 平成 27 年 9 月 24 日付けで、請求人は、C 高等学校長より、修学旅行費を支給対象とした平成 27 年度高校生等奨学給付金（以下「平成 27 年奨学給付金」という。）の支給決定（支給決定額 32,300 円）を受けた。

キ 平成 27 年 9 月 28 日、処分庁は、請求人から、長女が A 社で同年 6 月から就労開始した旨の就労状況申告書と、長女の収入申告書（同年 8 月分収入額 24,488 円）を収受した。この時、請求人が、長女の給与明細は Web でしか見ることができないと申し立てたことから、処分庁は、給与明細をプリントするように伝えた。

当該就労状況申告書には、給与支払日が翌月 25 日である旨の記載がある。

ク 平成 27 年 10 月 19 日付けで、同年 9 月 1 日を実施年月日として、処分庁は、長女の同年 8 月分アルバイト収入額を 24,488 円として、就労収入認定を理由とした保護変更決定処分を行った。当該処分のうち、長女に係る収入充当額は次のとおりである。

収入金額	24,488 円	①
基礎控除額	16,000 円	②
未成年者控除額	11,400 円	③
収入充当額	0 円	①-②-③ $\geq$ 0 円

以後、処分庁は、同年 10 月分から平成 28 年 5 月分までの保護変更決定処分において、当該 24,488 円を長女の見込収入として計上している。

ケ 平成 28 年 2 月 9 日、処分庁は、請求人に対し、長女の平成 27 年 8 月以降のアルバイトに係る収入申告書を提出するよう伝えた。

コ 平成 28 年 3 月 25 日、処分庁は、長女に対し、平成 27 年 8 月以降のアルバイトに係る収入申告書が提出されていないため、早急に提出するよう伝えた。

サ 平成 28 年 4 月 19 日、処分庁は、長女から、平成 27 年 7 月分から平成 28 年 3 月分までの収入申告書を収受した。

また、同日、処分庁は、請求人から、長女の修学旅行費用に係る D 旅行会社作成の「平成 28 年度（2016 年度）研修旅行の積立について」と題する書面を収受した。同書面には次の記載がある。

旅行実施 平成 28 年 10 月 29 日～11 月 1 日

旅行費用積立総額 100,000 円（旅行終了後、過不足精算いたします）

積立されない方へ（直前一括払いの方）

※旅行実施の 2 ヶ月位前に旅行代金お振込の通知が届きますので現金にてお支払いください。

シ 平成 28 年 4 月 25 日、処分庁は、請求人から、長女の修学旅行費の積立金が支払えないため、長女がその支払いのためにアルバイトをして貯める意向である旨を聴取した。これについて、処分庁は、請求人に対し、修学旅行費については高校生等奨学給付金が受け取れるため、控除しない旨を説明した。

ス 平成 28 年 5 月 9 日、処分庁は、長女から、同年 4 月 30 日で A 社を退職し、同年 3 月 1 日から B 社で就労を開始した旨の異動届及び B 社に関する就労状況申告書を収受した。当該申告書には、給与支払日が翌月 10 日である旨の記載がある。

また、同日、処分庁は請求人から、A 社での就労に関する平成 27 年 7 月から平

成 28 年 4 月支給までの給与明細書を収受した。同期間の給与明細書の概要は次のとおりである。

< A 社 >

支給月	支給額合計 (通勤手当分)	うち控除額
平成 27 年 7 月	17,203 円 (3,220 円)	0 円
平成 27 年 8 月	24,488 円 (3,220 円)	0 円
平成 27 年 9 月	49,704 円 (5,060 円)	諸控除 (課) 250 円
平成 27 年 10 月	48,010 円 (5,060 円)	0 円
平成 27 年 11 月	56,575 円 (5,520 円)	諸控除 (課) 862 円
平成 27 年 12 月	32,714 円 (3,220 円)	0 円
平成 28 年 1 月	36,824 円 (3,220 円)	0 円
平成 28 年 2 月	33,655 円 (3,220 円)	0 円
平成 28 年 3 月	26,250 円 (2,300 円)	0 円
平成 28 年 4 月	16,514 円 (1,380 円)	0 円
合計	341,937 円 (35,420 円)	1,112 円

セ 平成 28 年 5 月 11 日、処分庁は、長女から、同年 4 月分の収入申告書 (A 社分)、同年 3 月分及び 4 月分 (ただし、実際の給与支給月は各翌月である。) の収入申告書 (B 社分) 並びに B 社での就労に関する同期間の給与明細書を収受した。同期間の給与明細書の概要は以下のとおりである。

< B 社 >

支給月	支給額合計	うち控除額
平成 28 年 4 月	36,400 円	厚生会費 500 円
平成 28 年 5 月	25,025 円	厚生会費 500 円

ソ 平成 28 年 6 月 22 日付けで、処分庁は、請求人に対し、同月 1 日を実施年月日とし、長女の B 社における 6 月支給の就労収入に関し、就労収入認定変更を理由とする保護変更決定処分を行った。

タ 平成 28 年 7 月 5 日、処分庁は、請求人に対し、高校生のアルバイト収入 (保護脱却に資する費用の収入認定除外及び高校就学のための必要経費の収入控除) について説明した。

チ 平成 28 年 7 月 13 日、処分庁は、請求人及び長女に対し、収入認定の仕組みと、法第 63 条に基づく生活保護費用返還の趣旨及び一定の範囲で長女のアルバイト収入から高校生等奨学給付金の給付額を除いた修学旅行費用が控除可能である旨を説明し、同月 1 日を実施年月日とする保護変更決定以降、収入認定において修学旅行費を控除することとした。

また、処分庁は、長女から、高校卒業後は自宅を出て就職したい旨を聴取したことから、高校生のアルバイト収入から控除可能な費目について説明の上、事前承認が必要であることを説明した。

ツ 平成28年7月25日付けで、処分庁は、請求人に対し、同月1日を実施年月日として、長女の就労収入認定変更等を理由とする保護変更決定処分を行い、長女の修学旅行費17,200円を収入から除外した。

なお、翌月以降本件処分時まで、各月の保護費に係る保護変更決定処分において長女の就労収入額は基礎控除額及び未成年者控除額合計の範囲内であり、修学旅行費用を控除し得る収入充当額が生じなかったため、同費用は控除されていない。

テ 平成28年8月4日、処分庁は、請求人及び長女から、長女のアパート収入の控除に係る自立更生計画書及び承諾書を收受した。当該自立更生計画書には、転居費用422,000円に対し、収入認定除外する長女の毎月の収入金額(目安)は50,000円と記載されている。

ト 平成28年8月24日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、長女のアパート収入に係る認定除外について検討した結果、長女のアパート転居費用相当額の控除を認める旨の結論を得た。

ナ 上記トのケース診断会議の結論を受け、処分庁は、請求人に対し、平成28年8月分以降の長女のアパート収入から、長女のアパート転居費用相当額について認定除外(控除)とする取扱いを開始した(もっとも、後記ホのとおり、長女の就労収入が基礎控除と未成年者控除の範囲内であった月は控除されていない。))。

ニ 平成28年10月29日から同年11月1日まで、長女は、上記サの修学旅行に参加した。

ヌ 平成29年2月3日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容による法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分(以下「前回処分」という。)を行った。

決定理由 平成27年10月1日から平成28年5月31日の間、長女の就労収入の届け出が遅れたため

法第63条適用期間 平成27年10月1日から平成28年5月31日

支弁額 2,324,167円 ※介護費・医療費を除く。

未認定の収入充当額 120,787円

返還額 120,787円

なお、未認定収入充当額に係る算定内訳は、次のとおりである。

算定年月	区分	種別	決定済金額 (a)	前回処分 での算定 金額(b)	返還対象額 (b)-(a)
平成27年 10月	収入	就労収入	24,488	49,704	25,216
	控除	基礎控除	16,000	18,400	2,400
		未成年者控除	11,400	11,400	0
	必要経費	交通費	0	5,060	5,060
	小計				17,756
平成27年	収入	就労収入	24,488	48,010	23,522

月日と
女の修において
学旅行収入の
転居
50,000イト収
除を1 年 8
いて認
り就労

こ参加

63 条

収入の

対象額
(a)

5,216

2,400

0

5,060

7,756

3,522

11 月	控除	基礎控除	16,000	18,400	2,400
		未成年者控除	11,400	11,400	0
	必要経費	交通費	0	5,060	5,060
	小計				16,062
平成 27 年 12 月	収入	就労収入	24,488	56,575	32,087
	控除	基礎控除	16,000	19,200	3,200
		未成年者控除	11,400	11,400	0
	必要経費	交通費	0	5,520	5,520
小計					23,367
平成 28 年 1 月	収入	就労収入	24,488	32,714	8,226
	控除	基礎控除	16,000	16,800	800
		未成年者控除	11,400	11,400	0
	必要経費	交通費	0	3,320	3,220
小計					4,206
平成 28 年 2 月	収入	就労収入	24,488	36,824	12,336
	控除	基礎控除	16,000	17,200	1,200
		未成年者控除	11,400	11,400	0
	必要経費	交通費	0	3,220	3,220
小計					7,916
平成 28 年 3 月	収入	就労収入	24,488	33,655	9,167
	控除	基礎控除	16,000	16,800	800
		未成年者控除	11,400	11,400	0
	必要経費	交通費	0	3,220	3,220
小計					5,147
平成 28 年 4 月	収入	就労収入	24,488	62,650	38,162
	控除	基礎控除	16,000	19,600	3,600
		未成年者控除	11,400	11,400	0
	必要経費	交通費	0	2,300	2,300
小計					32,262
平成 28 年 5 月	収入	就労収入	24,488	41,539	17,051
	控除	基礎控除	16,000	17,500	1,600
		未成年者控除	11,400	11,400	0
	必要経費	交通費	0	1,380	1,380
小計					14,071
小計額合計					120,787

ネ 平成 29 年 3 月 28 日付けで、請求人は、神奈川県知事 (以下「審査庁」という。)

に対し、前回処分の取消しを求めて審査請求（以下「前回審査請求」という。）を提起した。

ノ 平成29年11月17日、処分庁は、長女から、C高等学校卒業後の進路を就職からE専門学校への進学に変更したい旨の希望を聴取したことを受け、同月22日、ケース診断会議を開催し、平成30年4月から長女を世帯分離することとした。

ハ 平成29年11月28日、処分庁は、請求人及び長女から、長女のアルバイト収入の控除に係る自立更生計画書及び承諾書（以下「本件自立更生計画書等」という。）を収受した。当該自立更生計画書には、E専門学校の入学金（以下「本件入学金」という。）100,000円と記載されている。

そして、処分庁は、これ以降の保護変更決定処分において、長女の就労収入認定から、E専門学校への入学金について認定除外とする取扱い（以下、当該取扱いを「本件認定除外」という。）を開始し、これより前にアパート転居費用として控除していた金額については、本件認定除外として取り扱うこととした。

ヒ 平成30年2月28日付けで、審査庁は、前回審査請求に対し、修学旅行費用について一部が返還額から控除されておらず、また返還金額について、各月の保護費算定において、控除額及び必要経費額が収入額を上回り、収入認定額が0円となること（上記ヌ表参照）を考慮せず算定しており、誤りがあったとして前回処分を取り消す旨の裁決（以下「前回裁決」という。）を行った。

フ 平成30年3月14日付けで、処分庁は請求人世帯に対し、同年4月1日を実施年月日として長女を世帯分離すること等を内容に含む保護変更決定処分を行った。

ヘ 平成30年3月23日、処分庁は、長女から、同月22日にE専門学校の入学金100,000円を振り込んだことを証する領収書を収受した。

ホ 平成30年4月1日、長女はE専門学校に入学した。

この時点で、本件認定除外による除外額の合計は89,820円（以下「本件認定除外額」という。）であり、その内訳は次表のとおりである。

控除年月（給与受領月）	控除金額
平成28年12月	6,960円
平成29年1月	9,340円
平成29年3月	6,960円
平成29年4月	3,570円
平成29年5月	9,340円
平成29年6月	15,150円
平成29年7月	10,880円
平成29年8月	9,440円
平成29年10月	9,740円
平成29年11月	4,450円
平成29年12月	3,080円

。）を

職から
日、ケ

収入の
う。)
学金」

入認定
扱いを
て控除

用につ
護費算
なるこ
を取り

実施年
を。
入学金

認定除

平成 30 年 1 月	910 円
平成 30 年 2 月	0 円
平成 30 年 3 月	0 円
合計	89,820 円

マ 平成 30 年 6 月 22 日、処分庁は、請求人から、平成 28 年 8 月 15 日に長女が前記
サの修学旅行費用 100,000 円の振込手続（振込手数料 540 円）をしたことがわかる
某銀行の「ご利用控え」を収受した。

ミ 平成 30 年 8 月 16 日、処分庁は、C 高等学校から、長女の修学旅行費の精算によ
る返金額が 450 円であることを証する書面を収受した。

ム 平成 30 年 8 月 21 日付けで、処分庁は、請求人に対し、前回処分において金額の
算定に誤りがあったことを理由に、次の内容による本件処分（審理員注：処分庁は
「生活保護費用更正決定処分」と呼称している。）を行った。

決定理由 返還金の決定に誤りがあったため

法第 63 条適用期間 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日

支弁額 2,324,167 円

更正決定額 46,901 円

なお、本件処分における返還金額の算定内訳は、次のとおりである。

算定年月	区分	種別	決定済額	本件処分 による算 定額	返還対象額
平成 27 年 10 月	収入(a)	就労収入	24,488	49,704	
	控除(b)	基礎控除	16,000	18,400	
		未成年者控除	11,400	11,400	
	必要経費 (c)	交通費	0	5,060	
	小計(a-b-c)※以下同じ。		0	14,844	14,844
平成 27 年 11 月	収入	就労収入	24,488	48,010	
	控除	基礎控除	16,000	18,400	
		未成年者控除	11,400	11,400	
	必要経費	交通費	0	5,060	
	小計		0	13,150	13,150
平成 27 年 12 月	収入	就労収入	24,488	56,575	
	控除	基礎控除	16,000	19,200	
		未成年者控除	11,400	11,400	
	必要経費	交通費	0	5,520	
	小計		0	20,455	20,455

平成 28 年 1 月	収入	就労収入	24,488	32,714	
	控除	基礎控除	16,000	16,800	
		未成年者控除	11,400	11,400	
	必要経費	交通費	0	3,220	
	小計		0	1,294	1,294
平成 28 年 2 月	収入	就労収入	24,488	36,824	
	控除	基礎控除	16,000	17,200	
		未成年者控除	11,400	11,400	
	必要経費	交通費	0	3,220	
	小計		0	5,004	5,004
平成 28 年 3 月	収入	就労収入	24,488	33,655	
	控除	基礎控除	16,000	16,800	
		未成年者控除	11,400	11,400	
	必要経費	交通費	0	3,220	
	小計		0	2,235	2,235
平成 28 年 4 月	収入	就労収入	24,488	62,650	
	控除	基礎控除	16,000	19,600	
		未成年者控除	11,400	11,400	
	必要経費	交通費	0	2,300	
	小計		0	29,350	29,350
平成 28 年 5 月	収入	就労収入	24,488	41,539	
	控除	基礎控除	16,000	17,600	
		未成年者控除	11,400	11,400	
	必要経費	交通費	0	1,380	
	小計		0	11,159	11,159
合計					97,491

上記返還対象額合計額	97,491
長女の修学旅行費 99,550 円+当該修学旅行費用振込手数料 540 円＝ 合計 100,090 円 (上記サ、マ及びミ)・・・(A) (A)－平成 27 年奨学給付金 32,300 円 (上記カ)－当該修学旅行 費用の既控除額 17,200 円 (上記ツ)＝50,590 円	△50,590
返還金決定額	46,901

メ 平成 30 年 9 月 16 日付けで、請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消し等を求めて本件審査請求を提起した。

モ 処分庁が請求人に支給した平成 27 年 10 月分から平成 28 年 5 月分までの保護費

(介護費及び医療費を除く。)は2,324,167円である。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求めるほか、本件処分の理由の取消し又は訂正を求める。

ア 前回処分の通知書には、長女の就労収入の届出が遅れたためと理由の記載があったが、事実とは異なるものであり、本来ならば自立のため(保護脱却に資する経費として収入として認定されない)を目的とした控除がなされるべきである。

イ 処分庁が、請求人との約束を破り、長女のアルバイト代を見込みとして勝手に計上していたことにより、差額分が発生していたにもかかわらず、その説明を一切してこなかった。長女の届出が遅れたことを理由とする法第 63 条を認めることはできない。

ウ 平成 27 年度奨学給付金は収入認定してはならないことになっており、返還する必要はない。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 審査請求書及び別紙に記載された本件審査請求の理由となるところの趣旨によれば、本件処分で決定した返還金額から修学旅行費や授業料不足分、自立のための経費が控除されるべきということが請求人の主張と思われる。

イ 前回裁決では、前回処分は取り消すというものであったが、その理由として、「修学旅行費について全額控除しないこと」及び「控除額及び必要経費額が収入額を上回り、収入認定額が0円とされたことを考慮せず返還決定し23,196円過大に算定されていたこと」が違法であるとされた。このうち、後者については、平成28年5月分の基礎控除額は17,500円ではなく、正しくは、17,600円であり、過大に算定された額は23,296円であることが判明した。

ウ 以上を踏まえ再計算すると、まず、前回処分の額120,787円から過大に算定された額23,296円を差し引くと97,491円となる。これに課長通知第8問58に基づいた必要経費として、修学旅行費99,550円に振込手数料540円を加え、既に控除済の修学旅行費17,200円と、平成27年奨学給付金32,300円を差し引いた額50,590円が控除される。したがって、46,901円(=97,491円-50,590円)が正しい返還額となるため、本件処分を行った。

エ なお、前回処分における法第63条の適用については、裁決において、請求人世帯は、同条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する」とされている。

また、請求人が主張している自立のための経費等の控除についても、裁決におい

て誤りはないとされている。

オ 請求人は、処分庁がアルバイト代を見込みとして算定し、勝手に計上し、差額分が発生していたにもかかわらず説明を一切してこなかったと主張するが、処分庁は、保護の開始時に保護のしおりを用いて届出の義務について説明していることや、訪問時や処分庁での面談の際、収入申告の必要性及び挙証資料の提出について再三説明し、その届出を指示していることから、請求人及び長女は法第61条に定める届出の義務について、十分に理解していたものと考えられる。しかしながら、結果として長女の処分庁への正しい就労収入の申告が遅滞した。そこで、本件処分適用期間内において適正な扶助費に修正すべく事後調整を行ったものである。

カ 処分庁は、平成27年9月28日に長女の同年8月分の収入申告を受理し、同年10月16日に同年8月分の収入認定変更を行った。その後、同年9月分以降の収入申告がされたのは、平成28年4月19日であった。請求人は、処分庁が勝手に就労収入を計上したと主張しているが、就労状況申告書に基づいた推定認定であり、問題はない。

キ 処分庁は、裁決に沿い本件処分を行ったものであり、処分庁が請求人に対して行った本件処分に何ら違法・不当な点はない。

4 理由

(1) 保護の補足性、程度原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである（法第8条第1項）。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

(2) 法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分について

ア 被保護者が、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

イ この保護の実施機関が定める返還額は、資力があるにもかかわらず受けた保護金品に相当する金額の全額とするのが原則であるが（費用返還通知1（1））、保護受給中に資力が発生した場合にあっては、保護の実施要領に定められた収入認定の各規定に従って必要な控除を適用すべきものである。（問答集問13-23）

また、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に、返還額から控除して差し支えない範囲の額が費用返還

通
収
に
あ

機
い

(3) 高

ア
を
イ
収
月
ウ

(
年
る
エ

収
こ
と
要
る
5

(4) 本

ア
当
金
こ
第
イ

5
ウ

通知 1 (1) ①から④及び⑥に列記されている。このうち、同通知 1 (1) ③は、収入が次官通知第 8 3 (3) に該当する場合に、課長通知第 8 の 40 の認定基準に基づき保護の実施機関が認めた額 (原則として、事前に保護の実施機関に相談があったものに限る。) について控除対象としている。

これら費用返還通知等の取扱いには、特段不合理な点は認められず、保護の実施機関がこれらと異なる取扱いをなす場合は、合理的な理由が必要となり、そうでない場合は、その判断に裁量の逸脱・濫用があるとして、違法となる。

(3) 高校生の就労収入の認定について

ア 就労収入は、法第 4 条にいう「資産、能力その他あらゆるもの」に該当し、保護を受ける要件として活用すべき資力である。

イ 収入認定においては、保護受給中に新たに就労した場合であって、当該新規就労収入を当該月の収入として計上することが不適当である場合に限り、当該収入を翌月の収入として計上することとされている (局長通知第 10 2 (7) オ)。

ウ 未成年者がアルバイト等の就労をした場合の収入については、次官通知第 8 3 (1) ア及び局長通知第 8 1 (1) に基づき収入認定した上で、基礎控除及び未成年者控除 (次官通知第 8 3 (4)) を適用して、収入充当額を算定することになる。

エ 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者に係る就労収入については、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費 (学習支援費を活用しても不足する分に限る。)、学習塾費等にあてられる費用については、必要最小限度の額を収入として認定しないこととして差しつかえないこととされ、また、就労や早期の保護脱却に資する経費についても、一定の範囲で必要最小限度の額を収入として認定しないこととして差しつかえないこととされている (次官通知第 8 3 (3) ク (ア) 及び (イ) 並びに課長通知第 8 問 58 及び問 58 の 2)。

(4) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、遅れてなされた長女の就労収入の届出により、既に算定した収入充当額が過少となったとして、処分庁が行った法第 63 条に基づく前回処分 (費用返還金決定処分) に対して、請求人がその取消しを求めて審査請求を提起したところ、これを認容する裁決により前回処分が取り消されたことを受け、改めて処分庁が法第 63 条に基づき行った費用返還金決定処分である。

イ 本件処分の適法性について検討するに、上記 (3) アのとおり、就労 (アルバイト) 収入は、法第 4 条にいう「資産、能力その他あらゆるもの」に該当し、保護を受ける要件として活用すべき資力である。

ウ 請求人世帯については、平成 28 年 5 月に至るまで長女のアルバイト収入に係る

給与明細書が提出されなかったことから、平成27年10月分から平成28年5月分までの保護変更決定処分において実際の収入より低額の見込額を基礎として収入認定がなされていたことが認められる(前提事実ク、ス〜ソ)。

したがって、請求人世帯は、平成27年10月以降、当該収入を活用することなく扶助費を受給しているから、当該収入の限度で法第63条にいう「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」に該当する。

エ 平成27年10月分から平成28年5月分までの保護費の算定において収入認定の対象とされるべき長女のアルバイトの実収入額は、前提事実ムの表の各月の収入の区分に記載のとおりである。

なお、処分庁が、本件処分にあたり、長女に係る平成27年9月分以降のアルバイト収入について、A社については翌月に計上したことは、局長通知第10 2 (7)オに基づくものと認められ、誤りはない。また、B社については、支給月の収入を当該月の収入としてそれぞれ計上しており、かかる処理に誤りはない(上記(3)イ)。

オ 次に、収入認定の各規定に従って必要な控除を行っているかを見るに、長女のアルバイト収入の総額を認定の上で通勤費等の実費を必要経費として認定したことは、次官通知第8 3 (1)アを適用したものであり、基礎控除及び長女が未成年であることによる未成年者控除を適用したことは、それぞれ、次官通知第8 3 (4)を適用したものであり、これらの取扱いに誤りはない。そして、これらの各種控除の適用後の金額から既に収入認定済みの金額を差し引いた97,491円が収入認定すべき額となる(前提事実ム)。

カ 次に、費用返還通知に基づき費用返還額から控除できる費用について検討する。

(ア) まず、前回処分において全額控除しないことに違法があるとされた長女の修学旅行費に係る控除額について検討する。上記(3)オのとおり、高校生の就労収入については、一定の範囲で収入認定から除外する取扱いがなされ、修学旅行費については、次官通知第8 3 (3)ク(ア)の対象となるため、費用返還通知1 (1)③により、控除がなされるべきものである。

この点、処分庁は、本件処分において、長女の修学旅行費99,550円に修学旅行費の支払いのための必要経費となる当該修学旅行費の振込手数料540円(前提事実ハ及びヒ)を加えた100,090円から、修学旅行費を支給対象とした平成27年奨学給付金32,300円(前提事実カ)及び長女の就労収入認定に際し既に修学旅行費として控除した17,200円(前提事実ツ)を差し引いた50,590円(=99,550円+540円-32,300円-17,200円)を控除しており、かかる算定に誤りはない。

(イ) 次に、処分庁は、本件自立更生計画書等に基づき、本件入学金100,000円を、長女のアルバイト収入認定から除外する取扱いとしたが(前提事実ハ)、当該取扱いは課長通知第8問58の2の答2 (2)により次官通知第8 3 (3)ク(イ)

5 月分ま
又入認定

ことなく
るにも

認定の対
又入の区

アルバイト
2 (7)
収入を
3 (3)

長女の
ことは、
年であ
4)
種控除
認定す

する。
の修学
就労収
旅行費
還通知

修学旅
1 (前提
平成 27
に修学
円 (=
りはな

円を、
当該取
ク (イ)

に該当するものであると認められる。

そして、費用返還通知 1 (1) ③において、次官通知第 8 3 (3) に該当するものは、課長通知第 8 間 40 の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額を返還額から控除して差し支えないとしている。

この点、本件において、平成 30 年 4 月に長女が E 専門学校に入学したこと及び本件認定除外額は 89,820 円であり、本件入学金 100,000 円に対して 10,180 円が不足していたことが認められる（前提事実ホ）。また、本件審査請求の関係資料からは、長女の E 専門学校への入学に当たり、当該 10,180 円について請求人世帯の負担を要しなかったというような事情は窺われない（前提事実ヘ・ホ）。

そうすると、本件入学金のうち、本件認定除外額を除いた 10,180 円は、先述のとおり、本件入学金について処分庁は、次官通知第 8 3 (3) ク (イ) に基づき、長女の就労や早期の保護脱却に資する経費として認めていたことからすると、費用返還通知 1 (1) ③に該当するといえ、これを控除しない合理的な事情は見当たらず、処分庁の判断に裁量の逸脱・濫用が認められ、違法といわざるを得ない。

この点、処分庁は、前回処分は、平成 27 年 10 月から平成 28 年 5 月までを対象期間としており、今回処分は当該期間の認定誤りに対応するもののため、その後に収入認定除外することとされた本件入学金のうち、本件認定除外金を除いた 10,180 円を控除対象とはしなかったとする。しかし、本件処分は、前回処分とは別に、本件処分時点までの事情に基づき行われるべきものであるから、かかる処分庁の主張は失当である。

なお、本件処分時点において、長女は被保護者ではないが（前提事実フ）、本件入学金は、長女が保護受給中に支払われたものであり（前提事実ホ）これを本件処分において控除することに問題はない。

以上のとおり、本件処分において、処分庁が当該 10,180 円を返還額から控除しなかったことは、違法である。

キ よって、本件処分は、その余の点を検討するまでもなく違法といわざるを得ない。

(5) 請求人の主張について

ア 請求人は、処分庁が、各月の保護費の算定において長女のアルバイト収入を見込みとして勝手に計上していたことにより、差額分が発生していたにもかかわらず、その説明を一切してこなかったと主張する。

しかし、請求人世帯は、長女のアルバイト収入について、届出の義務を負っているところ（法第 61 条）、平成 28 年 4 月に平成 27 年 7 月分から平成 28 年 3 月分までの収入申告書を提出するまで、処分庁が請求人又は長女に対して収入申告書を提出するよう再三指導を行ったにもかかわらず、収入申告書の提出をせず（前提事実キ、ケ、コ及びサ）、また挙証資料についても、同年 5 月になって平成 27 年 7 月以降の給与明細書を提出している（前提事実ス）。

こうした事情のもとでは、処分庁が平成 27 年 10 月分から平成 28 年 5 月分までの保護費算定において、それまでに把握していた長女の就労収入として直近の平成 27 年 8 月の収入 24,488 円を計上したこと及び収入申告書の提出等によって正確な収入額が判明したことにより、見込み収入による保護費の算定との間で差額が生じ、費用返還金決定処分に至ったことはやむを得なかったといえる。

イ また、請求人は、平成 27 年奨学給付金は収入認定されるべきではないと主張する。

この点について、「『奨学生のための給付金（高校生等奨学給付金）』に係る収入認定の取扱いについて」（平成 26 年 7 月 11 日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）において、「高校生等奨学給付金事業に基づく給付金（中略）が支給された場合にあっては、（中略）高等学校等での就学に当てられる場合に、福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、自立更生費を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして、生活保護における収入認定から除外することとな」と示されており、請求人に平成 27 年奨学給付金が支給された際に、処分庁が当該給付金を収入認定したといった事実は認められない。

他方、前提事実カのとおり、当該給付金は修学旅行費を支給対象としており、当然に修学旅行費に充てるべきものである。そして、本件処分においては、修学旅行費の額から、既に収入認定において控除済みの 17,200 円（前提事実ツ）及び当該給付金相当額を控除した額が返還額から控除されている。仮に本件処分において当該給付金相当額を返還金算定に当たって控除すると、当該給付金受給時及び本件処分時において返還額から除外する取扱いが重複することになる。

したがって、処分庁が、本件処分において、当該給付金を返還額から控除しなかったことについて、違法・不当はない。

ウ なお、請求人は、本件処分の取消しのほか、「63 条決定理由の取消し又は訂正」することも求めているが、ここでいう「63 条決定理由」とは本件処分の決定理由を指すものと解される。しかし、行政不服審査法上、審査庁にはそのような権限はない（行政不服審査法第 46 条第 1 項、第 2 項参照）。

（6）結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分は理由があることから、本件処分は、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、取り消されるべきである。

その余の部分は、不適法であるから、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により却下されるべきである。

ア 法

(保護の補足性)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(用語の定義)

第 6 条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4・5 【略】

(基準及び程度の原則)

第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 【略】

(実施機関)

第 19 条 (前略) 市長 (中略) は、(中略) この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。 (後略)

2・3 【略】

4 前 3 項の規定により保護を行うべき者 (以下「保護の実施機関」という。) は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(職権による保護の開始及び変更)

第 25 条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときと認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第 4 項の規定は、この場合に準用する。

3 【略】

(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき (中略) は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

イ 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。別紙1において「保護基準」という。）

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区 分			基準額
生 業 費			【略】
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）		【略】
	高等学校等就学費	【前略】	【前略】
		授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条各号に掲げるものに在学する場合（同法第3条第1項の高等学校等就学支援金が支給されるときに限る。）を除く。）	【略】
		【後略】	
	就職支度費		【略】

第1

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

1・2 【略】

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、（中略）手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、（4）によるほか、社会保険料、所得税、（中略）通勤費等の実費の額を認定すること。

イ～エ 【略】

(2) 【略】

護を受け
やかに、
る額を返

いて

基準額
【略】
【略】
【前略】

【略】

【略】

社第 123

より 勤労
を認定す

会保険料、

- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
- ア～キ 【略】
- ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの (中略)
- (7) 生活保護法による保護の基準 (中略) 別表第 7 「生業扶助」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費 (中略) 及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額
- (イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

- ケ～チ
- (4) 勤労に伴う必要経費
- (1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。なお、(中略) 未成年者については、別に定めるところにより、月額 1 万 1,400 円をその者の収入から控除すること。
- (5) 【略】

第 10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入 (以下「収入充当額」という。) との対比によって決定すること。(後略)

別表

基礎控除額表 (月額)

収入金額別区分	1 人目	2 人目以降
円 円	円	円
【前略】	【前略】	【前略】
23,000～26,999	16,000	【略】
【中略】	【中略】	【中略】
31,000～34,999	16,800	【略】
35,000～38,999	17,200	【略】
39,000～42,999	17,600	【略】
【中略】	【中略】	【中略】
47,000～50,999	18,400	【略】
【中略】	【中略】	【中略】
55,000～58,999	19,200	【略】
59,000～62,999	19,600	【略】
【後略】	【後略】	【後略】

エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第 8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

（1）勤労（被用）収入

ア 常用収入

（ア）官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前 3 か月分及び当該月分の見込みの基本給、（中略）手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。

（イ）～（カ）【略】

イ～エ 【略】

（2）～（5）【略】

2 【略】

3 勤労控除の取扱い

（1）基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（中略）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第 8 の 3 の（1）のアによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によ（中略）ること。

ウ 【略】

（2）【略】

（3）未成年者控除

ア 未成年者（20 歳未満の者をいう。）については、その者の収入から月額 1 万 1400 円を控除すること。（後略）

イ 【略】

4 【略】

第 10 保護の決定

1 【略】

2 保護の要否及び程度の決定

（1）～（6）【略】

（7）扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行なうこと。

ア～エ 【略】

246 号厚

オ (前略) 保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 【略】

オ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)

第 8 収入の認定

問 40 局長通知第 8 の 2 の (3) 及び (4) にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。 (中略)

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

ア～エ 【略】

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア)・(イ) 【略】

(ウ) 当該経費が、高等学校等 (中略) での就学にあてられる場合は、(中略) 就学のために必要と認められる最小限度の額 (後略)。

カ～コ 【略】

サ 当該経費が次官通知第 8 の 3 の (3) のクの (イ) にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第 8 の間 58 の 2 の 2 の (1) から (4) のいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

問 58 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費 (学習支援費を活用しても不足する分に限る)、学習塾費等にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよい。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問 58 の 2 次官通知第 8 の (3) の (3) のクの (イ) にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が (中略)、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第 8 の 3 の (3) のクの (イ) に該当

するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえない。

収入として認定しない取扱いを行なうにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認すること。(中略)

- 1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
- 2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容及び金額が具体的かつ明確になっていること。
 - (1)・(2) 【略】
 - (3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
 - (4) 【略】
- 3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。

カ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。)

(前略)

- 1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて
 - (1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(中略)

①・② 【略】

- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱って差

る経費を
一定期間同

しつかえない。)

④～⑥ 【略】

(2) 【略】

キ 生活保護問答集について (平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)

問 13-23 法第 63 条・法第 78 条と控除

(問) 法第 63 条及び法第 78 条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答)

(1) 【略】

(2) 法第 63 条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合

(前略) 保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第 63 条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。

これを具体的な例に当てはめてみると、返還対象となる収入の種類が次 (※次官通知を指す) 第 8 の 3 の (1) のアに規定する「勤労収入」であれば、必要経費のほか、基礎控除や新規就労控除、未成年者控除などの勤労控除を適用すべきである (後略)。

(3) 【略】

ク 横浜市福祉保健センター長委任規則 (平成 13 年横浜市規則第 111 号。以下「委任規則」という。)

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 19 条第 4 項 (中略) の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1) ～ (14) 【略】

(15) 法第 63 条の規定による費用の返還に関すること。

(16) ～ (22) 【略】

